

【重要なお知らせ】

休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ

当組合では、平成30年1月に施行された、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（「休眠預金等」）について、預金保険機構に移管します。

休眠預金等の定義については、下記のとおりです。

なお、預金保険機構に移管されました預金につきましては、お客様のご請求により、所定のお手続き（※）を経て、いつでも払戻しいたします。

※ご請求にあたっては、ご本人様の預金であることを確認するため、本人確認書類を提出いただく必要がございます。

休眠預金等の定義

- 休眠預金等とは、「長期間にわたり、出し入れ等がされていない預金（口座）」のことで、最後に出し入れ等された日から10年を経過したご預金等が対象となります。
- 「預金等」とは、預金保険法における、一般預貯金や決済用預貯金が対象となります。ただし、財形貯蓄・マル優預金等は除外となります。（施行規則第3条）
- 「最終移動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。
 1. 異動が最後にあった日（入出金、振込、記帳当の記帳、預金者当残高の確認）
 2. 預金等に係る債権の行使が期待される日（期間の定めのある預金等、振込、口座振替の予定等）（※）
 3. お客様への通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限る）
 4. 預金等に該当することとなった日（金融機関が破綻・合併により、預金等の債務承継があった日）

※なお、当組合では上記2.「預金等に係る債権の行使が期待される日」のうち、休眠預金当活用法施行規則第5条1項3～5に規定する、下記に掲げる日を最終移動日として取扱わないことといたします。

- ・ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により債権の支払いが停止された預金等について、支払いが解除された日。
- ・ 強制執行、仮差押または国税滞納処分の対象となった預金等について、当該手続きが終了した日。
- ・ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他入出金が予定されている、または予定されていた（入出金を当組合が把握できる場合に限る）預金等について、当該入出金が行われた日（または行われなかったことが確定した日）。

- 「異動」とは、当該預金等に係るお客様およびその他関係者の方がする引き出し、預入れ、振込その他の事由をいい、事項にある「異動にあたるお取引一覧表」のお取引が該当します。

異動にあたるお取引一覧表

金融機関共通の異動事由	当組合が許可を受けている異動事由
<ol style="list-style-type: none"> 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払いに係るものを除きます。） 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合にかぎります。） お客様から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります。） <ol style="list-style-type: none"> 公告の対象となる預金であるかの該当性 お客様が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 	<ol style="list-style-type: none"> お客様からの申出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと（※）。 お客様からの残高の確認があったこと（ATMによる残高照会、もしくはお客様からの申出にもとづく残高証明書発行依頼のあったもの（ただし、令和元年5月7日午前7時以降に残高照会及び発行依頼したものに限ります。））（※）。 お客様からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（ただし、令和元年5月7日以降に店頭にて氏名変更または住所変更の申出があったものに限ります。）（※）。 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（※）。 <p>※なお、上記の各異動事由に該当する預金種目別は下記のとおりとします。</p>

預金種別の異動事由該当可否一覧

	普通預金	後見制度支援預金	貯蓄預金	当座預金	納税準備預金	スーパー定期預金	大口定期預金	期日指定定期預金	積立定期預金	通知預金	変動金定期預金	スーパー複利定期預金	定期積金
認可事由(1) 預金通帳・証書の発行、記帳、繰越	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認可事由(2) ATMによる残高照会	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
認可事由(2) 残高証明書の発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認可事由(3) 預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認可事由(4) 総合口座等に含まれる他の預金等の異動	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

